

令和6年度の神奈川支部の保険料率が決定しました

健康保険料率

令和6年2月分(3月納付分)まで
給与・賞与の

10.02%

令和6年3月分(4月納付分)から
給与・賞与の

10.02%

介護保険料率

令和6年2月分(3月納付分)まで
給与・賞与の

1.82%

令和6年3月分(4月納付分)から
給与・賞与の

1.60%



令和6年度の神奈川支部の健康保険料率は令和5年度から据え置き、介護保険料率は引き下げとなりました。

都道府県ごとの健康保険料率は、地域の医療費水準等に基づいて決定されています。

※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

神奈川支部の料額表はこちら▶



令和4年度 インセンティブ制度の結果について

インセンティブ制度とは?

健診の受診やジェネリック医薬品の使用など、みなさまの取り組みが5つの指標で評価され、その結果に応じて上位15位以内の支部には、インセンティブ(報奨金)が付与される仕組みです。このインセンティブを得ることによって、保険料率を引き下げることができます。

神奈川支部の令和4年度の実績

5つの評価指標ごとの順位

特定健診等
受診率

45位

特定保健指導
実施率

44位

特定保健指導
対象者減少率

28位

要治療者
医療機関受診率

31位

ジェネリック医薬品
使用割合

15位

総合順位

神奈川支部は

41位/47支部

令和4年度の実績は、令和6年度の神奈川支部保険料率に反映されます。

令和4年度の実績では、神奈川支部は41位で、まだまだ上位15支部に及ばず、インセンティブ(報奨金)の付与を受けることができませんでした…

インセンティブ制度について、詳しくはこちら▶



みなさまのご協力が必要です!! インセンティブを獲得するための5つのポイント

1 健康診断を受診しよう

協会けんぽの健診を毎年必ず受診してください。

事業者健診を実施の事業所は、健診結果を協会けんぽに提供してください。

健診が受診しやすくなりました

令和5年度より、生活習慣病予防健診の自己負担額が軽減されました!

変更前

最高7,169円

1,887円おトクに

変更後

最高5,282円



令和6年度より、生活習慣病予防健診の付加健診の対象年齢が拡大されます!

変更前

40・50歳

対象拡大

変更後

40・45・50・55
60・65・70歳

※付加健診とは、節目の年齢において、肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の臓器の様子を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つける手がかりとなる眼底検査といった、より詳細な健診です。

被保険者の健診について▶
詳しくはこちら



被扶養者の健診について▶
詳しくはこちら



2 特定保健指導を受けよう

健診の結果、「生活習慣の改善が必要」と判断された場合には、特定保健指導を受けてください。

3 特定保健指導の対象にならないようにしよう

日ごろから、健康づくりを心がけましょう。また、特定保健指導の対象となった方は、最後まで特定保健指導を継続し、生活習慣の改善に取り組みましょう。

特定保健指導とは 健診を受けた後の行動こそが大切です!

対象：健診を受けた結果、メタボリックシンドロームのリスクがある40～74歳までの方

内容：健康に関するセルフケア(自己管理)ができるように、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士がサポートします!

費用：無料

特定保健指導について詳しくはこちら▶

